

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ アズクリエイティブ  
 株式会社アズクリエイティブ  
 住所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号  
 今池NMビル4階  
 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク カワキタユウスケ  
 代表取締役 河北 裕介  
 電話番号 052-734-3682  
 FAX番号 052-734-3683  
 メールアドレス info@azcreative.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

愛知県名古屋市中千種区内山三丁目31番20号

届出者

今池NMビル4階

株式会社アズクリエティブ

代表取締役 河北 裕介



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ アズクリエティブ 株式会社アズクリエティブ		
住所	愛知県名古屋市中千種区内山三丁目31番20号 今池NMビル4階		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク カワキタユウスケ 代表取締役 河北 裕介		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
事業者の住所及び事業所の所在地	愛知県名古屋市中区 錦二丁目5番12号 パシフィックスクエア 名古屋錦ビル3階	愛知県名古屋市中千種 区内山三丁目31番 20号 今池NMビル4階	令和 年 月 日
事業者のおよび事業所の電話番号	052-202-5263	052-734-3682	令和 年 月 日
事業者のおよび事業所のFAX番号	052-202-5262	052-734-3683	令和 年 月 日
役員の名	取締役 岩本 一良		令和 年 月 日
	取締役 榎本 幸子		令和 年 月 日
	取締役 山田 尚武		令和 年 月 日
		監査役 奥田 憲二	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社アズクリエティブ

住 所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号  
今池NMビル4階

代表者氏名 代表取締役 河北 裕介



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階  
株式会社アズクリエイティブ

会社法人等番号	1800-01-072377	
商号	株式会社アズクリエイティブ	
本店	<u>名古屋市中区錦二丁目5番12号パシフィック スクエア名古屋錦ビル3階</u>	平成29年 3月19日移転
		平成29年 3月21日登記
	名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階	令和 3年 8月 1日移転
		令和 3年 8月12日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載してする。</u>	
	<u>電子公告により行う。 <a href="http://azcreative.jp">http://azcreative.jp</a> やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。</u>	平成31年 3月 1日変更
		平成31年 3月 1日登記
	<u>官報公告により行う。</u>	令和 1年12月27日変更
		令和 1年12月27日登記
	<u>電子公告により行う。 <a href="https://azcreative.jp">https://azcreative.jp</a> やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。</u>	令和 2年 2月14日変更
令和 2年 2月14日登記		
<u>官報に掲載してする。</u>	令和 2年 7月 7日変更	
	令和 2年 7月15日登記	
会社成立の年月日	平成21年11月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理</u></li> <li>2. <u>インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング</u></li> <li>3. <u>フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導</u></li> <li>4. <u>集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務</u></li> <li>5. <u>インターネットマーケティングに関するセミナーの開催</u></li> <li>6. <u>ホームページの作成、運営及び管理</u></li> <li>7. <u>ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理</u></li> </ol>	



	<p>8. <u>マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作及び販売</u> 9. <u>テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業</u> 10. <u>建設業</u> 11. <u>リフォーム工事業</u> 12. <u>前各号に附帯するコンサルティング業務</u> 13. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>平成28年10月31日変更 平成28年10月31日登記</p>	
	<p>1. 給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理 2. インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング 3. フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導 4. 集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務 5. インターネットマーケティングに関するセミナーの開催 6. ホームページの作成、運営及び管理 7. ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理 8. マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作、販売及び代理店業 9. テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業 10. 建設業 11. リフォーム工事業 12. 前各号に附帯するコンサルティング業務 13. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>平成30年1月26日変更 平成30年2月2日登記</p>	
単元株式数	100株	<p>平成31年1月25日設定 平成31年2月1日登記</p>
発行可能株式総数	<u>5000株</u>	
	600万株	<p>平成31年1月25日変更 平成31年2月1日登記</p>
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>304株</u>	<p>平成29年10月10日変更 平成29年10月10日登記</p>
	発行済株式の総数 152万株	<p>平成31年1月25日変更 平成31年2月1日登記</p>
資本金の額	金1920万円	<p>平成29年10月10日変更 平成29年10月10日登記</p>



株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</u> 平成28年10月31日変更 平成28年10月31日登記		
	平成31年 1月25日廃止 平成31年 2月 1日登記		
	<u>当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。</u> 令和 2年 7月 7日設定 令和 2年 7月15日登記		
	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 令和 3年 6月 1日変更 令和 3年 6月14日登記		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱東京UFJ信託銀行株式会社本店証券代行部</u> 平成30年 2月 1日設置 平成30年 2月 2日登記		
	令和 2年 7月15日株主名簿管理人三菱東京UFJ信託銀行株式会社を廃止 令和 2年 7月15日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	平成29年 9月 1日重任 平成29年 9月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	平成31年 1月25日重任 平成31年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	令和 2年 1月15日重任 令和 2年 1月23日登記
	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	令和 2年 7月 7日重任 令和 2年 7月15日登記



	取締役	<u>石川博</u>	平成29年 9月 1日重任
			平成29年 9月 1日登記
	取締役	<u>石川博</u>	平成31年 1月25日重任
			平成31年 2月 1日登記
	取締役	<u>石川博</u>	令和 2年 1月15日重任
			令和 2年 1月23日登記
	取締役	<u>石川博</u>	令和 2年 7月 7日重任
			令和 2年 7月15日登記
	取締役	<u>愛谷雅之</u>	平成29年10月27日就任
			平成29年10月27日登記
	取締役	<u>愛谷雅之</u>	平成31年 1月25日重任
			平成31年 2月 1日登記
		令和 1年 8月31日辞任	
		令和 1年 9月 2日登記	
取締役	<u>岩本一良</u>	令和 1年 8月31日就任	
		令和 1年 9月 2日登記	
取締役	<u>岩本一良</u>	令和 1年 9月 1日就任	
		令和 1年 9月18日更正	
取締役	<u>岩本一良</u>	令和 2年 1月15日重任	
		令和 2年 1月23日登記	
		令和 2年 6月30日辞任	
		令和 2年 7月15日登記	
取締役	<u>三島宏太</u>	令和 3年 6月 1日就任	
		令和 3年 6月14日登記	



(X)	<u>取締役・監査等</u> <u>新 本 浩 貴</u> <u>委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
		令和 1年10月23日辞任
		令和 1年10月28日登記
(X)	<u>取締役・監査等</u> <u>山 田 尚 武</u> <u>委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
		令和 2年 7月 7日辞任
		令和 2年 7月15日登記
(X)	<u>取締役・監査等</u> <u>三 島 宏 太</u> <u>委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
		令和 2年 7月 7日辞任
		令和 2年 7月15日登記
(X)	<u>取締役・監査等</u> <u>榎 本 幸 子</u> <u>委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	令和 1年 8月31日就任
		令和 1年 9月 2日登記
(X)	<u>取締役・監査等</u> <u>榎 本 幸 子</u> <u>委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	令和 1年 9月 1日就任
		令和 1年 9月18日更正
		令和 2年 6月30日辞任
		令和 2年 7月15日登記



	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> 代表取締役 <u>河北裕介</u>	平成29年 9月 1日重任
		平成29年 9月 1日登記
	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> 代表取締役 <u>河北裕介</u>	平成31年 1月25日重任
		平成31年 2月 1日登記
	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> 代表取締役 <u>河北裕介</u>	令和 2年 1月15日重任
		令和 2年 1月23日登記
	<u>名古屋市昭和区田面町二丁目41番地の5</u> 代表取締役 <u>河北裕介</u>	令和 2年 4月 1日住所 移転
		令和 2年 4月 6日登記
	<u>名古屋市昭和区田面町二丁目41番地の5</u> 代表取締役 <u>河北裕介</u>	令和 2年 7月 7日重任
		令和 2年 7月15日登記
	<u>監査役</u> <u>新本浩貴</u> <u>(社外監査役)</u>	平成29年 9月 1日就任
		平成29年 9月 1日登記
		平成31年 1月25日退任
		平成31年 2月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>山田尚武</u> <u>(社外監査役)</u>	平成29年 9月 1日就任
	平成29年 9月 1日登記	
	平成31年 1月25日退任	
	平成31年 2月 1日登記	
<u>監査役</u> <u>三島宏太</u> <u>(社外監査役)</u>	平成29年 9月 1日就任	
	平成29年 9月 1日登記	
	平成31年 1月25日退任	
	平成31年 2月 1日登記	
<u>監査役</u> <u>奥田憲二</u>	令和 3年 6月 1日就任	
	令和 3年 6月14日登記	



	<p><u>会計監査人</u>      <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>平成31年 1月25日就任</p> <p>-----</p> <p>平成31年 2月 1日登記</p> <p><u>会計監査人</u>      <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>令和 2年 1月15日重任</p> <p>-----</p> <p>令和 2年 1月23日登記</p> <p>-----</p> <p>令和 2年 7月 7日退任</p> <p>-----</p> <p>令和 2年 7月15日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>平成29年 9月 1日設定      平成29年 9月 1日登記</p> <p>-----</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>平成31年 1月25日変更      平成31年 2月 1日登記</p> <p>-----</p> <p>令和 2年 7月 7日廃止      令和 2年 7月15日登記</p> <p>-----</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>令和 3年 6月 1日設定      令和 3年 6月14日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p><u>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>平成29年 9月 1日設定      平成29年 9月 1日登記</p> <p>-----</p> <p><u>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>平成31年 1月25日変更      平成31年 2月 1日登記</p> <p>-----</p> <p>令和 2年 7月 7日廃止      令和 2年 7月15日登記</p> <p>-----</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に</p>



	<p>基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 令和 3年 6月 1日設定 令和 3年 6月14日登記</p>	
支 店	<p>1 横浜市都筑区茅ヶ崎中央42番21号第2佐藤ビル302号</p>	<p>平成28年 2月22日設置 ----- 平成28年 2月22日登記</p>
新株予約権	<p><u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 3個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 3株 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。 <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、800,000円とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。 <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math> また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 <math display="block">\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}</math> 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p>	



	<p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成31年11月1日から平成36年10月31日まで</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>① <u>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>② <u>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。</u></p> <p>③ <u>各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</u></p> <p>④ <u>新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <p>① <u>新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</u></p> <p>② <u>新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</u></p>		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>平成29年10月10日発行</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月10日登記</td> </tr> </table>	平成29年10月10日発行	平成29年10月10日登記
平成29年10月10日発行			
平成29年10月10日登記			
	<p style="text-align: center;">令和2年7月15日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 7月15日登記</p>		
	<p><u>第2回新株予約権</u></p> <p><u>新株予約権の数</u> 1個</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 1株</p> <p><u>新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。</u></p> <p><u>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u></p> <p><u>また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</u></p> <p><u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。</u></p> <p><u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式</u></p>		



	<p>数を乗じた金額とする。 行使価額は、800,000円とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成31年12月1日から平成36年11月30日まで</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。</li> <li>③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</li> <li>④ 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ol> <p><u>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</li> <li>② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</li> </ol>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 1870 1458 1937">平成29年11月30日発行</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1937 1458 2004">平成29年12月7日登記</td> </tr> </table>	平成29年11月30日発行	平成29年12月7日登記
平成29年11月30日発行			
平成29年12月7日登記			
	<p>令和1年12月27日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">令和1年12月27日登記</p>		



取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u> 平成28年10月31日設定 平成28年10月31日登記
	令和2年7月7日廃止 令和2年7月15日登記
	<u>取締役会設置会社</u> 令和3年6月1日設定 令和3年6月14日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u> 平成28年10月31日設定 平成28年10月31日登記
	平成31年1月25日廃止 平成31年2月1日登記
	<u>監査役設置会社</u> 令和3年6月1日設定 令和3年6月14日登記
監査役会設置会社に関する事項	<u>監査役会設置会社</u> 平成29年9月1日設定 平成29年9月1日登記
	平成31年1月25日廃止 平成31年2月1日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	<u>監査等委員会設置会社</u> 平成31年1月25日設定 平成31年2月1日登記
	令和2年7月7日廃止 令和2年7月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u> 平成31年1月25日設定 平成31年2月1日登記
	令和2年7月7日廃止 令和2年7月15日登記
登記記録に関する事項	設立 平成21年11月4日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和3年8月23日  
名古屋法務局  
登記官

松田美香





株式会社アズクリエティブ定款

令和3年8月1日 変 更



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社アズクリエイティブと称し、英文ではAZcreative Co.,LTD と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理
2. インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング
3. フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導
4. 集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務
5. インターネットマーケティングに関するセミナーの開催
6. ホームページの作成、運営及び管理
7. ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理
8. マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作及び販売
9. テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業
10. 建設業
11. リフォーム工事業
12. 前各号に附帯するコンサルティング業務
13. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。



(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、600万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式の譲渡制限)

第10条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。



(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。



(株主の住所等の届出等)

第15条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第18条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)



第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第24条 当会社の取締役は、7名以内とする。



(資 格)

第25条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第26条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。



(業務執行)

第30条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第32条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第33条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第34条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第35条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)



第36条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

（監査役の員数）

第38条 当会社の監査役は、1名以上とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第39条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。



- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第45条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。



上記は当法人の定款に相違ない。

令和3年8月1日

名古屋市千種区内山三丁目31番20号  
今池NMビル4階  
株式会社アズクリエティブ  
代表取締役 河北裕介



会社実印



この定款の写しは、原本と相違ありません

令和3年9月1日

株式会社アズクリエティブ

愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号  
今池NMビル4階

代表取締役 河北 裕介





# 株式会社アズクリエイティブ

〒464-0075

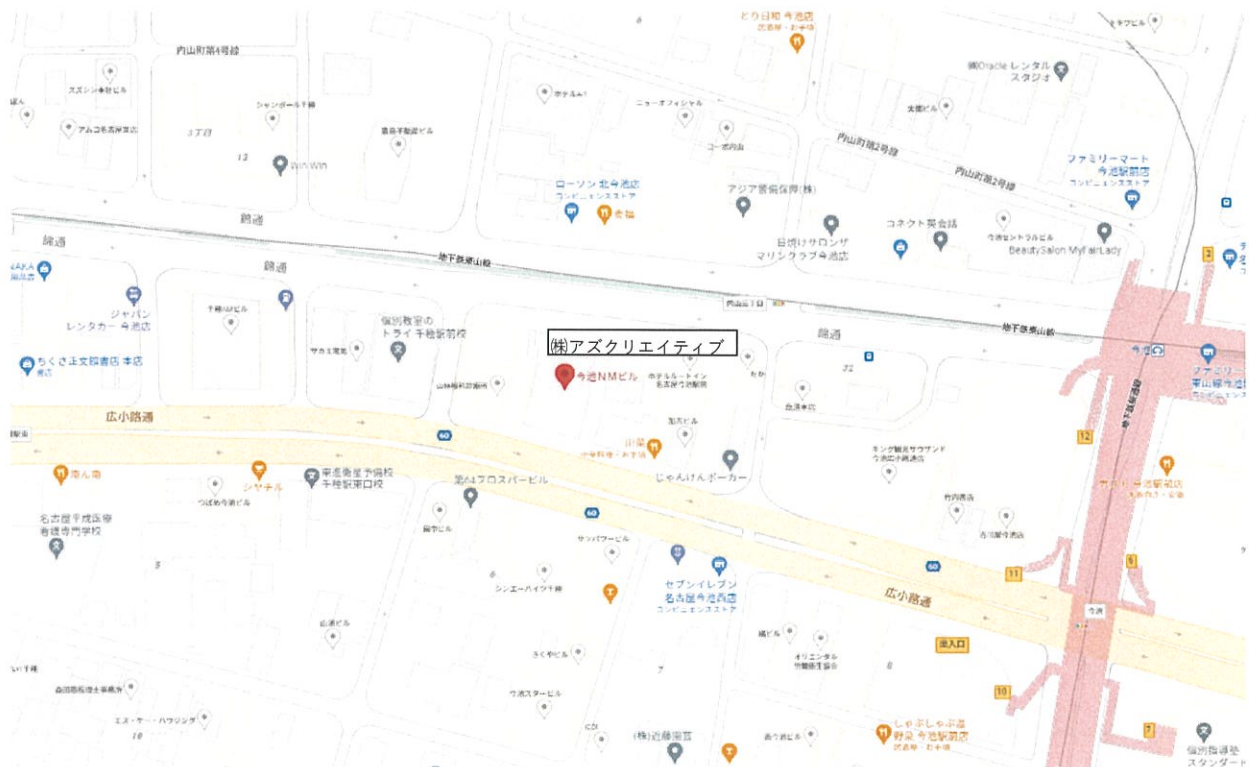
愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号

今池NMビル4階

TEL052-734-3682 FAX052-734-3683



ご案内		
8	株式会社あい設計 名古屋支社	コスモテック株式会社
7	株式会社リョーサン 内山部支店	アクアクララ株式会社 中部支店
6	株式会社テクシオ・テクノロジー	中日本営業所
6	名古屋銀行	専業支援部/今池融資センター
5	名古屋銀行	ローンプラザ今池
4	株式会社アズクリエイティブ	
3	名古屋銀行今池ローンセンター・今池研修室	
2	名古屋銀行 相談相談プラザ	
1	名古屋銀行 今池支店	



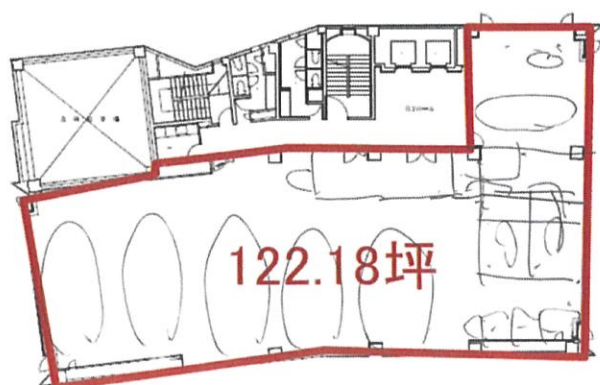


株式会社アズクリエイティブ  
〒464-0075  
愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号  
今池NMビル4階  
TEL052-734-3682 FAX052-734-3683



平面図

■4階平面図





# 遅延理由書

令和 年 月 日

水道事業者 殿

愛知県名古屋市千種区内山三丁目 31 番 20 号

今池 NM ビル 4 階

株式会社アズクリエティブ

代表取締役 河北 裕介



このたび、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書を、30日以内に届出をしなければならないところ、業務多忙のため、本日まで遅延しましたことは、誠に申し訳ありません。

今後は法令を遵守し、再びこのようなことがないよう、十分に注意いたしますので、今回に限り、よろしくお取り計らい願います。